労働者　一七五名
之カ為、全員
罷業ス
七月二十日職工ハ就業状態ニ付労働者ハ会社ニ対シ前記ノ要求ヲ変更
シ為ニ従業職工ヲ個々ニ呼出シ訊問ヲ行ヒ為メ同二十六日
従業セシ者ハ悉ク職工ハ会社ニ協力シ前例ニ従ヒ
勤シ二十六日ニ就業ヲ決行セリ。
要求ノ件
一、七月二十日会社側ノ強制的訊問ニ反対ス
一、従業者ノ従業状態ノ改善並ニ手当増額ノ事
一、雇主ノ会社ニ対スル待遇改善ノ事
一、職工ノ毎年二回ノ昇給支給ノ件ハ決定スルコト
一、定期昇給ハ従業員ヨリ採用七十八年

一、此ノ件ニ関シ折衝ヲ重ネタルモ
一、争議中ノ賃金ヲ支給スルコト
一、争議費用ハ会社負担ノコト
調停者ハ会社ト協議シ八月十二日ヨリ九州支店ニ於テ
解決、
一、被解雇者ハ絶対ニ復職セシメズ。
二、争議ノ後始末ニ関シテハ会社ハ罷業中ノ賃金ノ
業者ノ生活ノ補償トシテ特ニ日給ノ半額ヲ相当額ヲ支
給ス
三、争議費ハ職工ニテ解決シ八月十三日就業ス。

⑨ 石川伸銅所（六・一八—八・二）
所在地、大阪市東成区鶴野町

財團法人 協調會